

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第16号

鳥取県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県食品衛生法施行細則（昭和49年鳥取県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>第7条 政令第4条第4項の規定による試験品の採取量は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>総合事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長をいう。以下同じ。）</u>が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p> <p>（営業の許可の申請書）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 省令第67条第2項の申請書は、当該許可の有効期間の満了の日の20日前までに<u>総合事務所長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（許可証の交付等）</p> <p>第13条 <u>総合事務所長</u>は、法第52条第1項の営業の許可をしたときは、当該申請者に対し、様式第8号による許可証（以下「許可証」という。）を交付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 営業者は、許可証をき損し、又は亡失したときは、様式第9号による申請書を<u>総合事務所長</u>に提出し、その再交付を受けなければならない。</p> <p>4 営業者は、許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消しがあったとき、又は営業を廃止したときは、許可証を<u>総合事務所長</u>に返納しなければならない。</p>	<p>第7条 政令第4条第4項の規定による試験品の採取量は、別表第1のとおりとする。ただし、<u>知事</u>が特別の理由があると認めるときは、当該検査に必要な限度において、その採取量を変更することができる。</p> <p>（営業の許可の申請書）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 省令第67条第2項の申請書は、当該許可の有効期間の満了の日の20日前までに<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>（許可証の交付等）</p> <p>第13条 <u>知事</u>は、法第52条第1項の営業の許可をしたときは、当該申請者に対し、様式第8号による許可証（以下「許可証」という。）を交付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 営業者は、許可証をき損し、又は亡失したときは、様式第9号による申請書を<u>知事</u>に提出し、その再交付を受けなければならない。</p> <p>4 営業者は、許可証の再交付を受けた後において亡失した許可証を発見したとき、許可の有効期間が満了したとき、許可の取消しがあったとき、又は営業を廃止したときは、許可証を<u>知事</u>に返納しなければならない。</p>

(地位の承継の届出)

第13条の2 略

2 総合事務所長は、前項の規定による届出書を受領したときは、当該届出者に対し、許可証を書換え交付しなければならない。

(営業の廃止の届出)

第15条 営業者は、その営業を廃止したときは、様式第12号による届書により速やかにその旨を総合事務所長に届け出なければならない。

2 略

別表第2(第10条関係)

1及び2 略

3 食品取扱施設における衛生管理

(1)~(8) 略

(9) 不良な食品の回収

ア 不良な食品の製造又は販売があった場合に、食品衛生上の危害の発生を防止するため、当該食品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び総合事務所長又は食肉衛生検査所長(鳥取県事務処理権限規則第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県食肉衛生検査所条例(平成12年鳥取県条例第16号)第1条の規定により設置された鳥取県食肉衛生検査所の長をいう。)への報告の手順を定めること。

イ 略

(10)~(12) 略

4~6 略

様式第8号(第13条関係)

番 号

営業許可証

氏名(法人の場合は、名称)

営業所の名称、屋号又は商号

営業の種類

営業所所在地

有効期間

その他の条件

(地位の承継の届出)

第13条の2 略

2 知事は、前項の規定による届出書を受領したときは、当該届出者に対し、許可証を書換え交付しなければならない。

(営業の廃止の届出)

第15条 営業者は、その営業を廃止したときは、様式第12号による届書により速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

2 略

別表第2(第10条関係)

1及び2 略

3 食品取扱施設における衛生管理

(1)~(8) 略

(9) 不良な食品の回収

ア 不良な食品の製造又は販売があった場合に、食品衛生上の危害の発生を防止するため、当該食品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、具体的な回収の方法及び知事への報告の手順を定めること。

イ 略

(10)~(12) 略

4~6 略

様式第8号(第13条関係)

番 号

営業許可証

住所(法人の場合は、所在地)

氏名(法人の場合は、名称)

営業所の名称、屋号又は商号

営業の種類

営業所所在地

有効期間

その他の条件

食品衛生法第52条第1項の規定により、上記のとおり許可する。

年 月 日

職 氏 名

様式第10号（第13条の2関係）

相続（合併・分割）による営業者の地位の承継届

職 氏 名 様

下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

申請者 住所（法人の場合は、所在地）
郵便番号
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

被相続人との続柄

記

略

添付書類

- (1) 戸籍謄本（合併又は分割の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）
(2)及び(3) 略

食品衛生法第52条第1項の規定により、上記のとおり許可する。

年 月 日

職 氏 名

様式第10号（第13条の2関係）

相続（合併・分割）による営業者の地位の承継届

職 氏 名 様

下記のとおり営業者の地位を承継したので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

年 月 日

申請者 住所（法人の場合は、所在地）
郵便番号
氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

被相続人との続柄

記

略

添付書類

- (1) 戸籍謄本（合併又は分割の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記簿謄本）
(2)及び(3) 略

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条、第12条から第13条の2まで、第15条及び別表第2の改正は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の鳥取県食品衛生法施行細則第13条第1項の規定により交付された許可証については、この規則の施行日以降においても、なお従前の例によることができる。